

速やかに担保関係書類の提出を行う旨の確約書

非上場株式等に係る 相続税 贈与税 の納税猶予の特例の適用を受けるための担保として提
供する 特例非上場株式等 特例受贈非上場株式等 特例相続非上場株式等 については、税務署長から次の担保関係書類の提出を

求められた場合には、速やかに提出することを約します。

担保提供を行う特例（受贈・相続）非上場株式等に係る認定（受贈・相続）承継会社の名称等	
担 保 関 係 書 類	【非上場株式の場合】 ☐ 供託書正本 ☐ 株券の写し
	【持分会社の持分の場合】 ☐ 持分に質権を設定することについて承諾した旨を記載した書類 ☐ 納税者の印についての印鑑証明書 ☐ 持分会社が納税者の持分に税務署長が質権を設定することについて承諾したことを証する書類 ☐ 持分会社の印についての印鑑証明書 ☐ 質権設定について社員全員の同意に関する議事録等の写し ☐
備 考 相続（贈与）税の申告年月日 平成__年__月__日 被相続人（贈与者） _____ ※申告期限までに担保関係書類の提出が困難な場合には、その理由及び提出見込み時期等を備考欄に記載してください。	

平成 年 月 日

納税者

住所 _____

氏名 _____ (印)

「速やかに担保関係書類の提出を行う旨の確約書」

「速やかに担保関係書類の提出を行う旨の確約書」は、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の担保を提供しようとする場合に、例えば株券の発行や供託手続き等に時間を要するため、申告書の提出期限までに担保提供に関する書類の全部が整わないときに、株券発行等の手続きを了した後に速やかに関係書類を提出する旨を納税者が税務署長等に対して確約するものです。

- (注) 1 申告書の提出期限までに担保提供に関する書類の全部が整わないときには、あらかじめ所轄の税務署（管理運営部門）に相談の上、この確約書を提出してください。
- 2 この確約書の提出後、税務署長等から期限を定めて関係書類の提出を求められた場合に、その期限までに関係書類が提出されない場合には担保提供がなかったものとして納税猶予の適用が受けられないことになりますのでご注意ください。

【記載要領】

- 1 「担保提供を行う・・・認定（受贈・相続）承継会社の名称等」欄
担保として提供しようとする非上場株式等に係る認定（受贈・相続）承継会社の名称及び所在を記載してください。
- 2 「担保関係書類」欄
期限までに提出が困難な書類をチェックしてください。
- 3 「備考」
申告期限までに担保関係書類の提出が困難な場合に、その理由及び提供見込み時期等を備考欄に記載してください。

(注) 適用を受けようとする納税猶予に応じて、様式中の不要文字を抹消してください。